

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

総務省が実施した労働力調査によると、北海道においては、非正規労働者は労働者の約4割にあたる89万人に上る。

非正規労働者は、正規労働者に比べ賃金面等で厳しい労働条件下にあるが、労働基準法で定められている労使による賃金をはじめとする労働条件の決定に、ほとんど関与することができていない実態がある。

また、最低賃金については、平成22年に政府や労働界、産業界の代表等で構成される「雇用戦略対話」において、2020年までに全国平均1,000円を目指すとの合意がなされているところである。

このような事情や背景の下、北海道労働局は、北海道地方最低賃金審議会の答申を受け、昨年10月、最低賃金を25円引き上げて835円に改定したが、目標とする1,000円とは未だ乖離がある。

よって、政府においては、2019年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 経済の自律的成長の実現に向け、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話」における合意を十分尊重し、最低賃金を引き上げること。
- 2 厚生労働省のキャリアアップ助成金などの各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図るとともに、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効性のある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）7月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員